

令和2年度 生徒指導の重点について

～いじめを許さず、一人一人の子どもに寄り添った学校づくりを目指して～

男鹿市教育委員会 学校教育課

1. いじめや不登校、問題行動等の諸課題の対応について共通する取組

【共通する取組】

(1) 自尊感情や自己有用感を醸成する指導、キャリア教育の充実により、未然防止に努める。

- ・ 諸活動や諸行事において、教職員、児童生徒ともに目的を明らかにし、変容が分かるように事後の振り返りを重視する。
- ・ 授業及び諸活動において、一人一人が活躍する場や他者から認められる場を意図的に設定する。
- ・ 異学年交流や職場体験、地域の方々との交流等、意図的に児童生徒の交流の範囲を広げ、コミュニケーション能力や社会性の育成を図るとともに、将来に対する夢やあこがれをもつことができるように配慮する。
- ・ カウンセラー等の活用による「SOSの出し方に関する教育」を推進する。
 - スクールカウンセラー（各中学校）、広域カウンセラー（各小学校）
 - 市臨床心理士（健康子育て課）

(2) 全職員がチームとなって早期発見、即時対応に努める。

- ・ 成長過程にある児童生徒が集団で学校生活をおくる上で、「どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうる」という意識で対応に当たる。
- ・ 日常的な観察やアンケート、教育相談を通して、きめ細やかな実態把握をし、迅速に指導や支援を行う。
- ・ 「児童・生徒を語る会」や「生徒指導委員会」等を通して、日常的に児童生徒の様子について情報を共有し、チームで対策を検討し、チームで対処する。
- ・ 家庭との信頼関係を築き、保護者と連携しながら対応する。

2. いじめの未然防止と即時対応、チーム対応について

- (1) 各校の「いじめ防止基本方針」を児童生徒、保護者、地域住民等に周知するとともに、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点等について、教職員の研修を行い、教職員の不適切な言動や認識がいじめの助長につながらないように配慮する。
- (2) 道徳や学級活動、児童生徒会活動等の機会を捉えて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして考え、議論する場を意図的に設定する。
- (3) いじめを認知した場合は、即時に開催する対策委員会で情報を共有し、スピード感をもってチームで対応する。（初期対応を大切に）

(4) 情報モラルの指導により、ネットいじめの未然防止に努める。

- ・情報モラルに関する考え方や態度を育て、**判断力・自制力・責任力**を高める。「使いこなす」のではなく、「正しく使う」ことを指導する。
- ・児童生徒や保護者を対象に、**計画的に情報モラル教室を開催**する。

○男鹿警察署 生活安全課

○秋田県教育委員会 生涯学習課 (HPより教材のダウンロードも可)

3. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への指導・援助の充実

- (1) 連休明けや長期休業明け等に欠席がちになる児童生徒が増加する傾向にあるため、**前兆を示す児童生徒への適切な配慮や柔軟な対応**を心がける。
- (2) 必要に応じて**関係機関と連携を図りながら対応**する。

○スクールカウンセラー (各中学校)、広域カウンセラー (各小学校)

○スクールソーシャルワーカー (県総合教育センター内、中央教育事務所内)

○中央児童相談所

○男鹿市市民福祉部福祉課

○男鹿警察署生活安全課 (学校警察連携協定締結済)

○児童生徒や保護者の電話相談窓口 他 (別紙参照)

※なまはげハートコール (男鹿市教育委員会 学校教育課内)

※おがっこ ネットボラ (男鹿市健康センター内)

男鹿市いじめ問題対策連絡協議会、男鹿市いじめ対策委員会、男鹿市いじめ調査委員会

- ・男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を根拠として設置。
- ・男鹿市いじめ問題対策連絡協議会は情報交換や未然に防ぐための方策について話し合いをする。(年2回) 市校長会生徒指導部会長、副部会長が協議会委員となる。
- ・男鹿市いじめ対策委員会は学校から重大事態発生の報告を受け、いじめが児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合に、事案に係る調査や再発防止等のための対策について審議する。
- ・男鹿市いじめ調査委員会は、重大事態への対処等のために再調査が必要であると市長が認める場合に調査を行うための組織である。